

静岡県告示第320号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(3)のエの表浜松磐田信用金庫上新屋支店の項所在地の欄中「東区上新屋町228番地の12」を「中区茄子町354番地の7（浜松北支店内）」に改める。

附 則

この告示は、令和元年10月21日から施行する。